

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間、59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで
② 昭和59年2月及び同年3月

結婚後、国民年金の加入手続の際に付加年金にも加入し、それ以降、私がA信用金庫（現在は、B信用金庫）のC支店で、夫と二人分の国民年金保険料を納付していた。私と同時期に未納の記録があった夫が、平成23年秋に第三者委員会に申し立て、保険料を納付していたことを認められた。

私も夫と同時期の国民年金保険料が未納になっているが、一緒に納付しているはずなので、私の記録も納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後にD市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、その際付加年金にも加入したとしているところ、申立人の所持する年金手帳により、昭和53年10月11日に国民年金の付加年金に加入していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年10月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、申立期間は定額保険料及び付加保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、昭和53年10月に国民年金に加入してからは申立期間を除き定額保険料及び付加保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間①は6か月、②は2か月と短期間であり、当該申立期

間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

加えて、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立人の申立期間と同様の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間、59 年 2 月及び同年 3 月の期間は未納とされていたが、当委員会への申立てにより平成 24 年 1 月に年金記録が訂正され納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 50 年 11 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 59 年 7 月から同年 11 月まで

申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管している昭和 54 年度国民年金保険料（印紙代金）納付書兼領収証書、及び国民年金被保険者名簿によると、申立期間直前の同年 10 月から同年 12 月までの保険料が同年 12 月 24 日に納付されていることが確認でき、この納付時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間②直前の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までについては、未納期間であったとされているものが、本件申立てに先立って申立人が年金事務所に照会した結果により、納付期間に訂正されたものであり、行政の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立期間②の前後を含め、申立期間以外の期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人が、3 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①及び③について、オンライン記録、国民年金被保険者名簿、及び申立人が所持している年金手帳によると、申立人は、昭和 50 年 12 月 26 日に任意加入被保険者として資格を取得、57 年 11 月 21 日に資格

を喪失、59年12月6日に任意加入被保険者として資格を再取得しており、申立期間①及び③は国民年金に未加入のため、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索及び払出簿検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたと認められる。

埼玉国民年金 事案 4934 (事案 1671 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 40 年 3 月まで

私は昭和 37 年 10 月に結婚した後、国民年金の加入勧奨のため戸別訪問をしていた A 区役所の職員に勧められ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を同区役所 B 所で行った。国民年金保険料については未納が無いように夫婦二人分を同所に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間については、申立人が A 区役所 B 所で国民年金の加入手続を行い、同所で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 40 年 7 月頃に C 区で払い出されており、A 区では申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立人の記憶も曖昧である等として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は新たな証拠及び証言は無いものの、委員会の判断の理由に納得できないとして申し立てしているところ、当委員会は、申立期間に係る国民年金手帳記号番号の払出状況等を改めて調査した結果、A 区において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認でき、申立人の A 区で国民年金の加入手続^{びょう}を行ったとする主張を裏付ける結果となっており、申立てには信憑性が認めら

れるとともに、A区で払い出された国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、C区で払い出された国民年金手帳記号番号よりも以前の昭和40年4月頃に払い出されたと推認され、A区で払い出された国民年金手帳記号番号の払出しの推認時点からすると、38年1月から40年3月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和38年1月から40年3月までの期間の国民年金保険料の納付については、「古いことなので記憶は乏しいが、納付できる国民年金保険料は納付していた。」としているところ、「D書」によると、37年4月以降、過年度分の保険料の現金収納業務が開始されることに伴い、当時の厚生省年金局長から現金徴収の実施に当たっての基本原則が通達され、「未納被保険者の実態を十分把握の上、実施すること。」とE機関に指導を行っていることが確認できる上、申立人が保険料を納付していたとするA区役所では、過年度納付書の交付を行っていたとしていることから、交付された納付書で申立人が過年度納付した可能性は否定できない。

さらに、申立人は住所変更手続を適切に行い、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和37年12月については、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり40年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できず、申立人が申立期間のうち、37年12月の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和38年4月から39年3月までの期間については厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年5月まで

私は、父親に勧められ 20 歳頃にA市役所のB支所に行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も自身で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年4月から4年5月までの期間について、申立人は、20 歳頃にA市役所のB支所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料も自身で納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年2月頃に払い出されたと推認され、その時点で、申立期間のうち、当該期間は現年度納付することが可能な期間である。

また、当該期間の国民年金保険料納付について、申立人は、「送られてきたものについて納付していた。1万円前後の保険料を納めていたと思うが、最初の頃は9,000円ぐらいだったと思う。」としているところ、平成3年度の保険料は月額9,000円、4年度は月額9,700円と保険料がおおむね一致していることから、当該期間の保険料を納付していた可能性は否定できない。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後、その都度、国民年金への切替手続を適切に行っており、また、国民年金保険料の免除申請手続を行うなど年金制度に対する意識が高いことがうかがえる上、申立期間以外に保険料の未納は無く、14か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらない。

い。

- 2 申立期間のうち、平成2年10月から3年3月までの期間について、申立人は、上記1と同様に申し立てているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、4年2月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、当該期間は遡って納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「遡ったり遅れながら納付した記憶は無い。」と明言している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から8年3月まで

私が20歳になった平成6年*月頃に、私の母がA市（現在は、B市C区）で国民年金の加入手続をし、就職する前の8年3月までは、母が国民年金保険料を納付していた。国の記録では、6年1月から同年6月までは保険料納付済みとなっているが、同年の7月以降は未納となっている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、母が加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成6年11月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の平成6年1月から同年6月分までの国民年金保険料は、7年10月から8年3月までにかけて過年度納付されていることが確認できることから、申立期間についても過年度で保険料が納付されていたことは否定できない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付をしたとするその母は、自らの厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行い、保険料についても全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、21か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月から同年12月まで
② 昭和54年1月から55年3月まで

私は、昭和52年に妻と結婚し、妻の両親と同居した際に養子になり国民年金に加入し、家族全員分の国民年金保険料を父が納付していた。

私にだけ未納期間があるのはおかしい。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和52年2月に結婚し、A町からB市に転居した際に、申立人の義父が、国民年金の加入手続を行い、農協の職員を通じて国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、56年1月頃払い出されたと推認され、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間②直前の期間は、上述の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和56年1月に過年度納付されている上、申立人は申立期間②以降に未納は無く、申立人が15か月と比較的短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和56年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であ

る上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に、B株式会社における資格喪失日に係る記録を52年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額記録を1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額記録を26万円とすることが必要である。

なお、両事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A株式会社からB株式会社へ移った時、及びB株式会社からC株式会社へ移った時に、厚生年金保険の被保険者記録にそれぞれ1か月の空白期間がある。上記空白期間は、関連企業間の異動であり勤務は継続していた。申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の雇用保険の記録では、申立期間において雇用が継続していることが確認できる上、D株式会社（B株式会社の後継会社）が提出した申立人に係る人事記録では、昭和35年12月にA株式会社からB株式会社に移籍した旨が記載されていることから、申立人はA株式会社からその関連会社であるB株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社の人事担当者は、申立期間の状況に関して、「申立人については、関連会社への異動であり、厚生年金保険の被保険者資格が欠落していることは考えられない。」と供述していることから、申立

人は申立期間に係る厚生年金保険料をA株式会社において給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録において昭和35年12月に移籍と記載されていることから、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているものの、A株式会社が提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に、申立人の被保険者資格喪失日が昭和35年11月30日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人の雇用保険の記録及びD株式会社が提出した申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和52年4月1日にB株式会社からC株式会社へ移籍したことが確認できる。

また、申立人と同様にB株式会社において昭和52年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C株式会社において同年4月1日に資格を取得していることが確認できる同僚二人から提出された同年3月分賃金支給明細書及び同年4月分給与明細書により、いずれの月についても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認できる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB株式会社における昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年9月29日まで
厚生労働省の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が30万円となっているが、実際に支払われた給与額（81万4,000円）と相違しているので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する59万円と記録されていたものの、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年9月29日の前日である同年9月28日付けで、標準報酬月額が9年11月1日に遡って30万円に引き下げられており、申立人のほか6人の同僚についても同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、申立期間当時の経営状況について「倒産寸前で資金繰りは苦しかった。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人がA株式会社の取締役であったことが確認できるものの、事業主及び同僚は、申立期間当時の社会保険事務担当者及び給与計算担当者について申立人とは別の人物を挙げており、申立人が当該業務に関与したか否かについて、「申立人は、B部門に従事しており、社会保険手続及び給与計算には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該減額処理に関与していたと

は考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 9 月 28 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について 9 年 11 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間①のうち、昭和58年3月から同年12月までは20万円に、申立期間②については、59年1月から同年4月までは20万円、同年5月から61年12月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月14日から59年1月1日まで
② 昭和59年1月1日から62年1月25日まで

A株式会社のB所に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は15万円と記録されているが、給料は20万円以上だった。また、C株式会社のD所に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は15万円から16万円と記録されているが、給料は20万円以上だった。両申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

E銀行から提供された銀行取引履歴によると、両申立期間のうち、昭和58年3月から59年3月までの期間及び59年5月から61年12月までの

期間については、申立人の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保持していないが、両申立期間において、複数の同僚が、自己又は同僚の所持する保険料控除額を確認できる資料により、オンライン記録の標準報酬月額を超える厚生年金保険料が控除されていたものと推認されていることから、申立人についても、当該同僚と同様の取扱いにより、オンライン記録の標準報酬月額を超える厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち昭和 59 年 4 月については、銀行取引履歴によると給与振込の記録が確認できないが、当該期間の報酬月額及び保険料控除額に変更があったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、前月と同額とすることが妥当である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、銀行取引履歴により確認できる給与振込額から試算した厚生年金保険料額に基づき、昭和 58 年 3 月から 59 年 4 月までの期間については 20 万円、同年 5 月から 61 年 12 月までの期間については 22 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 58 年 2 月については、銀行取引履歴により確認できる給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社及びC株式会社はいずれも平成 6 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間における両社の事業主も既に死亡しているため確認することはできないが、複数の従業員が保管する給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年1月から同年9月までは62万円、同年10月から14年7月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から14年8月30日まで

日本年金機構から、株式会社Aでの厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額訂正について連絡があったが、私は関与していないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年1月から同年9月までは62万円、同年10月から14年7月までは56万円と記録されていたところ、同年5月9日付けで、13年8月から14年7月までの期間が32万円に、また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（14年8月30日）より後の同年9月19日付けで、13年8月から14年7月までの期間が12万6,000円に、その後、同年12月27日付けで、13年1月から14年7月までの期間が9万8,000円に遡って訂正されており、申立人と同様に事業主及び取締役等についても標準報酬月額を遡及して引き下げていることが確認できる。

また、B機構が提出した申立人に係る未払賃金の立替払確認通知書によると、各月の未払賃金額は50万円と記載されていることから、申立期間においては、申立人が主張する標準報酬月額におおむね相当する報酬が支払われていたことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時は株式会社Aの取締役であったことが

商業登記簿謄本で確認できるが、申立人は「取締役であったが、会社設立時、登記に必要な役員の数合わせるために名を連ねただけである。業務は、C製品販売等であった。」と申述しており、この申立人の申述について、ほかの取締役の一人は、「間違いない。」と供述している。

加えて、株式会社Aに係る滞納処分票の記録では、同社が平成13年以降、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、滞納保険料の納付について、社会保険事務所と申立人以外の取締役が交渉を行っていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成13年1月から同年9月までは62万円、同年10月から14年7月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を33万円、申立期間②を5万6,000円、申立期間③を28万円、申立期間④を19万6,000円、申立期間⑤を41万3,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日
② 平成 19 年 3 月 15 日
③ 平成 19 年 6 月 29 日
④ 平成 19 年 12 月 10 日
⑤ 平成 20 年 7 月 31 日

年金記録を確認したところ、A事業所において申立期間に支払われた賞与の記録5回分が欠落していることが分かった。申立期間に係る賞与明細書を提出するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人が提出した賞与明細書により、申立人は当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33

万円、申立期間②は5万6,000円、申立期間③は28万円、申立期間④は19万6,000円、申立期間⑤は41万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和48年8月から49年7月までの期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月から44年9月まで
② 昭和45年4月から平成5年1月まで

株式会社Aに勤めていた期間の給料は入社から退職まで一貫して上昇しており、標準報酬月額は常に最高等級であったはずだ。ところが、日本年金機構から送られてきた標準報酬月額の記録を確認したところ、不自然な下がり方をしている記録がある。源泉徴収票及び住民税の課税通知書を提出するので、調査の上、間違いがあれば訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和48年8月から49年7月までの期間について、オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は11万円と記録されているところ、当該事業所が加入するB基金から提出された申立人に係る基金加入員台帳（以下「基金台帳」という。）には、48年8月1日の随時改定が記録されており、標準報酬月額は申立人が主張する13万4,000円と記載されている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の昭和48年8月の随時改定は記録されていないものの、上記基金から提出された同年8月に係る加入員給与月額変更届（以下「基金月額変更届」という。）の写しには、申立人の標準報酬月額について「厚年の従前110千円、厚年の改定134千円」と記載されており、同年8月25日付けの同基金の受付印が押されていることから、事業主は、同年8月の随時改定において、申立人の主張する標準報酬月額に改定する届出書を、当該基金に対し届け出たことが確認できる。

さらに、当該基金の担当者は、同基金が保管している申立人に係る基金月額変更届及び加入員給与月額算定基礎届（以下「基金算定基礎届」という。）の様式について、「届書は、複写式で基金と社会保険事務所へ同じ内容で届出ができた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち昭和 48 年 8 月から 49 年 7 月までの期間について、事業主は申立人の申立事業所における当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、13 万 4,000 円とすることが必要である。

- 2 申立期間①について、申立人は、「株式会社 A に勤めていた期間の給料は入社から退職まで一貫して上昇しており、標準報酬月額は常に最高等級であった。」と主張しているところ、株式会社 A の被保険者名簿において、申立人の昭和 43 年 10 月の標準報酬月額は最高等級である従前の 6 万円から 5 万 6,000 円と 1 等級下がっているものの、被保険者名簿に改ざんされた形跡は無く不自然な点は見当たらない。

また、申立人から提出された昭和 43 年及び 44 年の住民税課税通知書に記載された社会保険料控除額と当該事業所の被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額及び申立人が主張する標準報酬月額の各々に相当する厚生年金保険料年間合計額を比較したところ、同通知書の社会保険料控除額は、上記被保険者名簿におけるそれぞれの年の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の年間合計額に近い上、申立人が主張する標準報酬月額相当の厚生年金保険料合計額よりも少ない額で記載されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和 43 年 10 月の定時決定が行われた同僚 9 人の記録を確認したところ、従前と同等級であった同僚は 6 人、下がった同僚は 3 人であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、株式会社 A の被保険者名簿において、申立人の昭和 45 年 4 月の随時改定時の標準報酬月額は、従前の最高等級（28 等級）である 10 万円から 7 万 2,000 円に 5 等級下がっているものの、被保険者名簿に改ざんされた形跡は無く不自然な点は見当たらない。

また、申立人から提出された昭和 45 年の住民税課税通知書に記載された社会保険料控除額と上記被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額及び申立人が主張する標準報酬月額の各々に相当する厚生年金保険料の年間合計額を比較したところ、同通知書の社会保険料控除額は、上記被保険者名簿における標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の年間合計額に近い上、申立人が主張する標準報酬月額相当の厚生年金保険

料合計額よりも少ない額で記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立人と同じく昭和45年4月の随時改定が記録されている同僚は3人確認できるところ、全員の等級が下がっており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の昭和46年11月の標準報酬月額は最高等級である28等級の10万円から9万8,000円に減額改定されていることが確認できるところ、この改定は標準報酬月額等級が5等級増加したことに伴う法改正によるものであり、申立人は、従前と同じ28等級に該当するものの、標準報酬月額は10万円から9万8,000円に改定されたことが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人の昭和51年10月の標準報酬月額は、24万円（従前は26万円）に改定されているところ、B基金から提出された申立人に係る基金台帳及び基金算定基礎届の控えには、同年10月の定時決定が記録されており、従前の26万円から24万円に減額改定されたことが確認できることから、事業主は、同年10月の定時決定について申立人の標準報酬月額を24万円として社会保険事務所に届け出たことが認められる。

さらに、申立期間②のうち、昭和45年4月から48年7月、及び49年8月から平成5年1月までについて、上記基金から提出された申立人の基金台帳及び基金算定基礎届等の写しの記録と当該事業所の被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額は、全て一致していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、昭和45年4月から48年7月、及び49年8月から平成5年1月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和45年4月から48年7月、及び49年8月から平成5年1月までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成7年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年3月の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

夫は平成7年4月1日に会社の都合でA株式会社からB株式会社に異動したが、その際の厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白期間が生じている。両社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成7年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、当該喪失処理が行われたのは、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年3月31日より後の同年4月27日付けである上、同日において、複数の同僚についても申立人と同様の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、上記喪失処理と同時に、申立人の標準報酬月額が平成6年1月に遡って減額訂正処理されている上、複数の同僚についても申立人と同様の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、A株式会社の事業は、当該期間も継続していた

としており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年3月31日において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人の資格喪失日を平成7年3月31日とする合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日については同年4月1日に訂正することが必要である。

また、平成7年3月の標準報酬月額については、オンライン記録における記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を、昭和37年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和35年7月から36年7月までは1万6,000円、同年8月から37年6月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から37年7月1日まで

国の記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、昭和33年4月1日から51年11月30日まで、A株式会社（後に、B株式会社。現在は、C株式会社。以下「事業所」という。）に継続して勤務し、転勤をしたことも無い。

申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の記録では、申立人は、事業所において、昭和33年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年7月1日に資格を喪失後、37年7月1日に事業所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業所は、「申立人の申立期間に係る勤務実態については認める。また、現在は、職種がD職の場合、アルバイト採用はしない。全て正社員である。おそらく、申立期間当時もそうであったと考えられる。途中で、勤務日数等の変化により、アルバイトとして採用するとは考え難い。」と回答していることに加え、申立人から提出のあった退職金支給明

細書、雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は申立期間、事業所において申立期間の前後と勤務形態等に変更は無く、継続して勤務していたものと認められる。

また、同僚の一人から、「私は、申立人と同じくE業務をしており、担当する事業所も同じであった。私の記録は、継続しているのに、同じ仕事をしていた申立人のみ厚生年金保険料が控除されていないとは考えられない。」との回答が得られた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、及び申立人と勤務年数及び年齢の近い同様の業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和35年7月から36年7月までは1万6,000円、同年8月から37年6月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和35年7月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年7月から37年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

申立期間については、A事業所の正社員からB事業所の正社員へ移籍となったが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。継続して勤務しており、当時の給料明細書もあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人から提出された給料明細書、雇用保険の被保険者記録、A事業所及びB事業所に勤務していた同僚の供述により、申立人が申立期間についてA事業所に継続して勤務(昭和47年4月1日にA事業所からB事業所に移籍)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、約 40 年前のことであり、年数も経過し詳細は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

埼玉国民年金 事案 4928 (事案 4781 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 49 年 4 月までの期間、同年 6 月及び 50 年 12 月から 51 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から 49 年 4 月まで
② 昭和 49 年 6 月
③ 昭和 50 年 12 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 51 年頃に A 区から B 区へ転居し、B 区で初めて国民年金に加入した。前回の申立てに対して通知された文書には、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は「第 3 回特例納付により納付することが可能な期間であるが、申立人は特例納付制度について知らない」と申述している。」と記載されてあるが、私は、特例納付制度により納付したかどうかは分からないが、その制度により納付することができたのであれば、第 3 回特例納付制度により厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 47 年 6 月まで遡って納付したと思う。申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、これらの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、これらの期間は、第 3 回特例納付 (53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施。) により保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は特例納付制度について知らないと申述していることから、同制度による保険料の納付状況が不明であること、また、当委員会においてオンラインの氏名検索等

により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 3 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、特例納付制度により納付したかどうかは分からないが、その制度により納付することができたのであれば、第 3 回特例納付制度により厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 47 年 6 月まで遡って納付したと思うとして申し立てている。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄は「昭和 41 年*月*日」と記載され、「国民年金の記録（1）」欄には、当該日から 62 年 9 月 1 日までの期間が強制加入期間とされていた記載が確認できるとともに、オンライン記録では、申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格に係る記録は平成 6 年 5 月 6 日に追加・訂正されていることから、第 3 回特例納付が実施された時期においては、41 年 9 月から 53 年 9 月頃まで全て未納期間であったものと推認され、当該未納期間のうち、申立期間①、②及び③のみを区分して第 3 回特例納付制度により納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、第 3 回特例納付の 1 か月当たりの国民年金保険料額は 4,000 円であるところ、申立期間①、②及び③（合計 31 か月）の保険料額（12 万 4,000 円）に、国民年金手帳記号番号の払出時期から過年度納付したと推認される昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の保険料額（3 万 9,000 円）を加えると、合計で 16 万 3,000 円となり、前回の申立てにおいて申立人が申述した金額（国民年金に加入した際、遡って納付した国民年金保険料の合計額は 5 万円又は 6 万円程度であった。）と相違する。

そのほか、今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな証拠や証言は無いとしており、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更する事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から7年3月まで

私は、平成4年3月にA事業所を退職後、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、当時、B信用金庫C支店の担当者が自営業を営んでいた母のところに毎月訪れていたために、母が、その担当者へ母の保険料とともに納付してくれた。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月にA事業所を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、自営業を営んでいたその母が、毎月訪れていたB信用金庫C支店の担当者に、その母の保険料とともに納付していたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなく、申立人の国民年金の保険料を納付したとするその母は、申立人の保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人は保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の手帳記号番号が付番されている上、申立人のオンライン記録によると、平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料を同年5月に遡って納付していることから、申立人は、同年5月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、本申立事案の口頭意見陳述において、申立人は平成 4 年 3 月から 7 年 3 月までの当座勘定元帳（B 信用金庫 C 支店）を持参し、当該資料に記載されている「18,600 円（摘要欄に手形小切手番号入り）」の金額をもって国民年金保険料を納付したと主張したが、申立人とその母の分を合わせた保険料額は、4 年 3 月は 1 万 8,000 円、4 年度は 1 万 9,400 円、5 年度は 2 万 1,000 円、6 年度は 2 万 2,200 円であり、当時の保険料額と一致しない上、当該申立期間の国民年金保険料に該当する記載は見当たらなかったほか、当該申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4931 (事案 4541 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から同年12月までの期間、44年9月及び同年10月、50年10月から51年5月までの期間、及び53年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から同年12月まで
② 昭和44年9月及び同年10月
③ 昭和50年10月から51年5月まで
④ 昭和53年1月から同年9月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を全て納付している。生活保護を受けていた時期もあるが、保険料免除に関する説明を受けたことは無く、手続もした覚えが無い。

申立期間①及び②の未加入期間、申立期間③及び④の国民年金保険料免除期間を全て保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについて、申立人は、A市（現在は、B市）で国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、会社を退職後の手続、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明であること、また、申立期間①及び②はいずれも厚生年金保険の加入期間の間の期間であるところ、A市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②については未加入期間を示す棒線が引かれており、これはオンライン記録と一致していることから、申立期間①及び②は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保

険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 11 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 また、申立期間③及び④に係る申立てについて、申立人は、C 市で国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、昭和 50 年から 52 年頃にかけて生活保護の対象になった時期があると申述しており、申立期間③については、C 市の国民年金被保険者名簿には、「法免該当 50. 7. 16」、「消滅 51. 6. 1」と記載されるとともに、同名簿の納付記録欄には、50 年 6 月の保険料が同年 6 月 28 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料が同年 9 月 20 日に納付されていることから、50 年 10 月から 51 年 5 月までは法定免除に該当していたものと推認され、また、申立期間④については、同名簿には、「法免該当 53. 2. 28」、「消滅 53. 10. 4」と記載されていることから、53 年 1 月から同年 9 月まで法定免除に該当していたものと推認でき、これらの記録はオンライン記録と一致すること、さらに、申立人が、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間③及び④に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかったことから、上記 1 と同様に、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 11 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、再度、当委員会の判断の理由に納得できないとして申し立てているが、新たな証拠及び証言は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から50年3月まで
② 昭和50年4月から54年3月まで

申立期間①について、私は、昭和50年*月に子供が生まれるため、A市のB店を前年の12月末で退職し、同年の1月頃にC市の自宅でD店を開業するための準備をしていたところ、自宅に納税組合の60歳くらいの女性が国民年金保険料の集金に来た。私の46年7月から50年3月分までの国民年金保険料について、その女性から「分割での納付は無理だが、一括でなら納められる。今月お金を用意できるようなら預かっていく。」と言われたため、その女性に46年7月から50年3月までの保険料の13万円から15万円ほど預け、領収書をもらった。私の年金手帳は4年から5年後に郵送で届いた。

申立期間②について、昭和50年4月からはC市役所から国民年金保険料の納付書が届き、同市役所、郵便局及びD店の売上金の集金に来ていたE信用組合の集金人に保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和50年1月頃に納税組合の女性が自宅に国民年金保険料の集金に来て、46年7月から50年3月までの保険料の13万円から15万円ほどをその女性に納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、46年7月から50年3月までは時効により国民

年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が納税組合の集金人に国民年金保険料を納付したと申述している昭和 50 年 1 月頃は、第 2 回特例納付の実施期間であるところ、特例納付により 46 年 7 月から 47 年 9 月までの期間、過年度納付により同年 10 月から 49 年 3 月まで期間、現年度納付により同年 4 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を納付した場合の保険料額の合計は 3 万 5,830 円となり、申立人が申述する 13 万円から 15 万円とは大きく相違している。

さらに、申立人の年金手帳は 4 年から 5 年後に郵送で届いたとしていることから、申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

- 2 申立期間②について、申立人は昭和 50 年 4 月から C 市役所より納付書が届き、同市役所、郵便局及び E 信用組合の集金人に国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり、昭和 54 年 11 月頃に払い出されていると推認され、その時点では、申立期間②のうち、50 年 4 月から 52 年 9 月までは時効により国民年金保険料を納付できず、同年 10 月から 54 年 3 月までは遡って保険料を納付することができる期間となるが、申立人は C 市役所から納付書が届き同市役所、郵便局及び E 信用組合の集金人に保険料を納付したとしており、遡って保険料を納付していないと申述していることから、保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり、昭和 54 年 11 月頃に払い出されていると推認され、その時点では、第 3 回特例納付の実施期間であるところ、特例納付により 46 年 7 月から 52 年 9 月までの期間、過年度納付により同年 10 月から 54 年 3 月までの期間の保険料を納付した場合の国民年金保険料額の合計は 34 万 5,960 円となり、申立人が申述する申立期間①の納付額の 13 万円から 15 万円とは大きく相違している上、申立期間①については、50 年 1 月頃に一括納付し、②については、同年 4 月からは C 市役所から納付書が届き、同市役所、郵便局及び E 信用組合の集金人に保険料を納付しており、54 年 11 月頃には遡って保険料を納付していないと申述していることから、保険料の納付状況は不明である。

- 4 申立期間①及び②について、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間①及び②の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から63年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付については、具体的な記憶は無いものの、国民年金保険料の一括請求が来たので、父親から20万円くらい借りて納付していると思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、一括請求が来たので納付したとしているが、国民年金の加入手続に係る記憶が無く、保険料納付についても一括請求が来たので納付したという以外は記憶に無いとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、父親から20万円くらい借りて納付したとしているところ、申立人の母親は、「申立人の元妻が金融機関か役所に行き、今なら2年分納められるということを知り、時期は覚えてないが元妻がお金を借りに来た記憶がある。」としており、また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される平成2年5月頃の時点で、遡って納付することができる昭和63年4月から平成2年3月までの保険料を過年度納付している記録となっているこ

とが確認できる上、当該期間の保険料合計額は、18万8,400円と申立人の主張する納付金額とおおむね一致していることから、このことと申立期間の国民年金保険料納付とを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで
申立期間にA事業所においてB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事記録及びC事業所（前身は、A事業所）から提出された申立人に係る履歴カードにより、申立人は、申立期間当時、A事業所においてB職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A事業所は、昭和 61 年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではない。

また、C事業所の事務担当者は、「申立期間当時、B職の社会保険加入手続事務を行っていなかった。」と供述している上、平成 19 年 7 月 2 日付けD通知において、E地のF事業所等のB職は、昭和 61 年 3 月 31 日以前は社会保険に加入していない旨が記載されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月頃から53年9月頃まで
A株式会社のB駅の近くにあった事務所に勤務し、経理事務を1年くらい行っていたが、厚生年金保険の記録では、この期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたとしている。
しかしながら、当該事業所は既に解散しており、当時の代表取締役も亡くなっている上、申立期間当時に在籍していた同僚12人に照会を行ったところ、回答が得られた5人全員が申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、上記同僚の1人は、「株式会社であっても、社会保険は保証されていない様子であった。」と供述しており、厚生年金保険に加入させていない者がいたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年頃から6年頃まで
② 平成13年8月頃から15年7月頃まで

平成3年頃から6年頃まで、A株式会社B工場に勤務し、C業務に従事していた。

また、平成13年8月頃から15年7月頃まで、株式会社Dに勤務し、E業務に従事していたが、厚生年金保険の記録では、両社に勤務していた期間について被保険者であった記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A株式会社B工場に勤務したとしている。

しかしながら、A株式会社の事務担当者は、同社が保管している人事資料、及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録が無いことから、申立人の勤務実態、及び厚生年金保険料の控除については分からないと供述している。

また、申立期間①当時、A株式会社に在籍していた同僚10人に照会し、回答が得られた3人全員が、申立人が勤務していたかどうか分からないとすることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況は不明である。

さらに、雇用保険の記録では、A株式会社に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、申立人は、株式会社Dに勤務していたとしている

ところ、事業主の供述、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した預金通帳の記載内容から、申立人が、当該期間に同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、申立人を雇用保険に加入させたが、厚生年金保険には加入させていないとしている上、F市から提出された申立人に係る平成15年度市・県民税課税台帳に記載された社会保険料額は、当時の厚生年金保険の年間保険料の最少額（約10万円）に比べて著しく低額（2万4,524円）であることから、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び③について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間④について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
② 平成元年 8 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで
③ 平成 9 年 11 月 30 日から 12 年 2 月 1 日まで
④ 平成 12 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成元年 8 月 1 日となっているが、同社は昭和 59 年に設立し、60 年 3 月 1 日に新規適用したはずである。申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、当該事業所に勤務した申立期間②及び④の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違しているので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

さらに、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成 9 年 11 月 30 日となっているが、社会保険事務所（当時）に半ば強制的に脱退させられたものであり、法人であれば適用事業所として扱われるべきであるので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社の厚生年金保険が新規に適用となった時期について「会社の設立が昭和 59 年頃だから、社会保険に新規適用したのは60年3月頃ではないか。」と供述している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると当該事業所の設立は昭和 60 年 9 月 10 日となっている上、オンライン記録によると、同事業所は、平成元年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

申立期間③について、A株式会社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役として勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは平成 9 年 11 月 30 日であり、申立人は、当該期間のうち 10 年 12 月から 12 年 1 月までにおいては国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び③における厚生年金保険の適用及び保険料控除に係る資料を保管しておらず、当該期間における給与から保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 8 月から同年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 9 年 10 月までは 59 万円と記録されていたところ、9 年 11 月 26 日付けで、元年 8 月 1 日に遡及して同年 8 月から同年 11 月までは 6 万 8,000 円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 9 年 10 月までは 9 万 2,000 円に引き下げられているほか、申立人の妻についても申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の商業登記簿謄本から、申立人が当該期間当時において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票から、同事業所が社会保険料を滞納していたことが確認でき、申立人は、社会保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、申立人は「何の書類に判を押したか分からない。」としているものの、申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得時報酬訂正届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額訂正届には、当該事業所の社判及び代表者印が押されており、両届出書に記載された内容はオンライン記録と一致する上、当該届出書が処理されたことにより、前述の滞納処分票において平成9年12月22日付けで8年度及び9年度の滞納保険料の一部が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 申立期間④について、申立人は、A株式会社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、当該期間における報酬月額、保険料控除額及び標準報酬月額に係る届出等に係る資料を保管しておらず、申立てどおりの報酬月額に対応する保険料控除を確認することができない上、オンライン記録には遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び③について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
② 平成元年 8 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで
③ 平成 9 年 11 月 30 日から 12 年 4 月 1 日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成元年 8 月 1 日となっているが、同社は昭和 59 年に設立し、60 年 3 月 1 日に新規適用したはずである。申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、当該事業所に勤務した申立期間②の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違しているので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

さらに、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成 9 年 11 月 30 日となっているが、社会保険事務所（当時）に半ば強制的に脱退させられたものであり、法人であれば適用事業所として扱われるべきであるので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社の事業主である申立人の夫は、厚生年金保険が新規に適用となった時期について「会社の設立が昭和 59 年頃だから、社会保険に新規適用したのは昭和 60 年 3 月頃ではないか。」と供述している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると当該事業所の設立は昭和 60 年 9 月 * 日となっている上、オンライン記録によると、同事業所は、平成元年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

申立期間③について、A 株式会社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役として勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは平成 9 年 11 月 30 日であり、申立人は、当該期間のうち 10 年 12 月から 12 年 3 月までにおいては国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主である申立人の夫は、申立期間①及び③における厚生年金保険の適用及び賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 8 月から 2 年 11 月までは 26 万円、同年 12 月から 9 年 5 月までは 50 万円、同年 6 月から同年 10 月までは 9 万 2,000 円と記録されていたところ、9 年 11 月 26 日付けで、元年 8 月 1 日に遡及して同年 8 月から同年 11 月までは 6 万 8,000 円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 8 万円に引き下げられているほか、A 株式会社の事業主である申立人の夫についても申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の商業登記簿謄本から、申立人が当該期間当時において同事業所の取締役であり、申立人の夫が代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票から、同事業所が社会保険料を滞納していたことが確認でき、申立人は、社会保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、上記滞納処分票に、申立人の名刺が掲載されており、社会保

保険料の滞納の処理に申立人が関与していたことがうかがえる。

加えて、当該事業所の事業主である申立人の夫は「何の書類に判を押したか分からない。」としているものの、申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得時報酬訂正届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額訂正届には、同事業所の社判及び代表者印が押されており、両届出書に記載された内容はオンライン記録と一致する上、当該届出書が処理されたことにより、前述の滞納処分票において平成9年12月22日付けで8年度及び9年度の滞納保険料の一部が取り消されていることが確認できる。

なお、申立人は、同僚への照会を希望しておらず、当時の状況について同僚からの供述を得ることができない。

これらを総合的に判断すると、取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月25日から7年4月1日まで
申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、平成7年3月までの厚生年金保険料を支払っていたので申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の事業主であり、厚生年金保険の手続は自ら行っていたとしているところ、商業登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成3年10月1日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失し、当該喪失に係る届出に際して健康保険証を添付していることが確認できる上、健康保険任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、A株式会社が適用事業所でなくなった平成3年10月1日に被保険者資格を喪失した者は、申立人のほかにいないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、分割で納付していた。」としているが、これを確認できる資料は無く、A株式会社に係る賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料も保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで

私は、平成 12 年 6 月頃から 13 年 3 月頃まで A 市にある株式会社 B に正社員として入社し、厚生年金保険料も払っていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、当該勤務期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 市に所在する株式会社 B の業務内容が、申立人が記憶している業務内容に一致しているとともに、事業主が、「何人かの従業員が申立人と同姓の者を記憶している。」としていることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に就業していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主が「申立人の記録については、株式会社 B に保管されている履歴書・健康診断記録・年金の記録及び給与支払明細書等を確認したが一切の記録が無いことから、アルバイトで来ていた者ではないか。」と回答している上、申立期間において申立人の雇用保険の記録は無いことから、申立人の勤務の実態を確認することができない。

また、A 市は、申立人が平成 4 年 6 月 10 日から現在まで、国民健康保険に加入していると回答している。

さらに、C 市に当該事業所と同名の厚生年金保険の適用事業所が存在していることから、念のためオンライン記録を確認したものの、申立人の記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月 11 日まで
② 昭和 39 年 3 月 11 日から 43 年 1 月 16 日まで
厚生年金保険の記録では、A株式会社の被保険者期間が昭和 39 年 3 月 11 日からとなっているが、入社は 38 年 12 月に面接してからだっただのを覚えている。厚生年金保険の加入は、入社同年 12 月からではないか。また、脱退手当金をもらったことになっているが、覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和 38 年 12 月にA株式会社に入社したと申し立てている。

しかしながら、当該事業所の複数の同僚に確認したが、申立人の申立期間に係る勤務について供述を得ることができなかった。

また、申立人の雇用保険の記録によると、申立人の雇用保険被保険者資格取得日は昭和 39 年 3 月 11 日であることが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び当該事業所の事業所別被保険者名簿の申立人の被保険者資格取得日と一致する。

さらに、当該事業所が加入していた厚生年金基金の電子記録によれば、申立人の入社日は昭和 39 年 3 月 11 日であり、申立人の被保険者資格取得日と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A株式会社提出の厚生年金基金特別脱退一時金支払報告書では、昭和43年6月18日に郵便振替で特別脱退一時金が申立人に支払われたことが確認できることから、同時期に厚生年金保険脱退手当金を請求したと推認できる。

また、申立人の申立期間に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和43年1月16日）から約4か月後の昭和43年5月2日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年又は 58 年頃から 59 年 3 月頃まで
年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことが分かった。申立期間には、同社経営の B 店と同 C 店で D 職として勤務していた。正社員であったので給与から厚生年金保険料を差し引かれていたはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険被保険者記録及び A 株式会社から提出された労働者名簿により、昭和 58 年 3 月 29 日から 59 年 4 月 10 日までの期間、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和 63 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 株式会社の経理担当者は、「厚生年金保険の適用事業所となるまでは、国民年金事務組合に事務委託をした上で、従業員を国民年金に加入させ、給与から国民年金保険料を控除していた。正社員は国民年金加入としていたが、パート社員や国民年金の加入を希望しなかった社員については、国民年金保険料の控除はせず、雇用保険のみ加入としていた。」と回答している。

さらに、複数の同僚が提出した給与明細書（昭和 63 年 2 月より前の月分）の「厚生年金保険」欄に記載の控除額は、給与明細書該当年月の国民年金保険料額と一致しており、厚生年金保険の適用事業所となる前は、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

加えて、複数の同僚は、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となる

前の期間は、国民年金に加入し、給与からは国民年金保険料が控除されていた旨の回答をしており、これらの従業員のオンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間は、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。